

## 再就職準備金手続の流れ

●申請～再就職準備金交付・返還猶予決定

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日まで	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに「 <b>届出書（兼求職登録票）</b> 」及び「 <b>再就職準備金利用計画書（別記様式第7号）</b> 」を提出。	（福祉人材・研修センターでは、無料職業紹介事業を行っております。再就職先の紹介・あっせんもしていますので、ご活用ください。）
再就職内定（決定）次第すぐに	<p>内定（決定）次第、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ連絡の上、以下の書類を同センターへ提出。</p> <p>① <b>貸付申請書（別記様式第6号）</b> ※保証人・生計を一にする家族（所得のある者）の所得証明を添付すること。</p> <p>② <b>業務従事期間証明書（別記様式第8号）</b></p> <p>③ <b>内定（決定）証明書（別記様式第9号）</b> ※福祉人材・研修センターの紹介により再就職内定（決定）した場合は提出不要。</p> <p>④ <b>資格（修了）証の写し</b></p> <p>⑤ <b>住民票</b></p>	
再就職後	「 <b>業務従事証明書（別記様式第10号）</b> 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ※再就業先に証明を受けること。	
		<b>審査・貸付決定</b> 貸付決定通知書を送付
貸付決定後、2週間以内	<p>以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。</p> <p>① <b>借用証書（別記様式第11号 - ③）</b> ※借用証書に<b>収入印紙</b>を貼付すること。</p> <p>② <b>振込口座届出書（別記様式第12号）</b></p> <p>③ <b>借受者・保証人の印鑑証明書</b></p>	

借用証書等提出後、3ヵ月以内		<b>再就職準備金交付（一括）</b>
準備金借受後、速やかに	「 <b>返還猶予申請書</b> （別記様式第16号）」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	
		<b>返還猶予決定</b> 返還猶予決定通知書を送付

- 届出書及び再就職準備金利用計画書の様式については、栃木県社会福祉協議会のホームページ (<http://www.tochigikenshakyo.jp/jinzai/kashitsuke.html>) からダウンロードできます。
- 届出書及び再就職準備金利用計画書の提出については、福祉人材・研修センター窓口又は県内各ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」窓口に直接お越しください。
- 提出された申請書等に不備があった場合は、貸付決定や再就職準備金の交付が遅れることがあります。予めご了承ください。

●返還猶予決定後～返還免除

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
毎年4月	「 <b>業務従事証明書</b> （別記様式第10号）」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	<b>就業状況を確認</b>
2年間、引き続き介護等職員として従事後	「 <b>返還免除申請書</b> （別記様式第19号）」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	
		<b>返還免除決定</b> 返還免除決定通知書を送付 借用証書を返還

- 各種手続詳細については、貸付決定時にお送りする「再就職準備金貸付の手引」をご覧ください。